

4 良好な環境を支える共通施策の推進

(1) 環境影響評価等の推進

環境影響評価制度とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について調査・予測・評価を行うとともにその方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

本県においては、「環境影響評価法」及び「鹿児島県環境影響評価条例」に基づき環境影響評価を実施しています。

(2) 環境教育・環境学習の推進

県では、平成28年3月に「県環境教育等行動計画」を策定し、本県における環境教育等に関し、方向性や具体的な行動計画を示し、それを総合的かつ計画的に推進することにより「人と自然が調和する地域にやさしい社会づくり」を担っていく人材の育成を目指しています。

ア こどもエコクラブの支援

「こどもエコクラブ」は、次代を担う子どもたちが地域において自主的に環境学習や実践活動を行うことを目的に、幼児から高校生で結成されたクラブです。

県では、市町村とも連携しながら「こどもエコクラブ」の活動がより広く展開し、さらに充実するよう支援を行っています。

- ・ 活動内容：リサイクル活動, 清掃活動, 自然観察, 水質調査, 環境学習会など
- ・ 登録状況：クラブ数20, 会員数1,111 (平成30年度末現在)

イ かがしまこども環境大臣

自然環境の保護や保全活動を積極的に行う意欲のある子どもたちを対象に「環境レター」を募集し、優秀賞9点, 奨励賞9点, 学校賞2校を選考し、優秀賞の9名を平成30年12月26日に「第13期かがしまこども環境大臣」に任命しました。

- ・ 活動内容：かがしまこども環境大臣サミットへ参加
県主催やその他の環境イベント参加